

電動キックボードに正しく乗りましょう

●問合せ 防災課 内線 208

公道で運転するには、「特定小型原動機付自転車」として交通ルールがあります！

車両区分		一般原動機付自転車	特定小型 原動機付自転車※1	特例特定小型 原動機付自転車
定格出力等		50cc 以下または 0.6kw 以下	0.6kw 以下	
車体の大きさ	長さ	2.5m以下	1.9m以下	
	幅	1.3m以下	0.6m以下	
	高さ	2.0m以下	—	
最高速度		30km/h(法定速度)	20km/h	6km/h
運転免許		必要	不要(16 歳未満は運転禁止)	
乗車用ヘルメット		必要	必要(努力義務)	
ナンバー登録		必要	必要	
自賠責保険		必要	必要	
通行区分	車道	○	○	
	歩道	×	×	△※2
	自転車道	×	○	
	専用通行帯	×	○	

※1 保安基準に適合したものしか公道を走れません。基準を満たしたのものには、性能等確認済シールが貼られています。

※2 以下が条件です①歩道等を走行する間は、最高速度表示灯を点滅させること。②最高速度表示灯を点滅させている間は 6km/h を超える速度を出すことができないものであること。③側車をつけていないこと。④ブレーキが走行中容易に操作できる位置にあること。⑤鋭い突出部のないこと。⑥「普通自転車等及び歩行者等専用」の道路標識等が設置されている歩道に限る。

■主な交通ルール

① 車道通行の原則

車道(路側帯含む)の左端を通行し、
信号は守りましょう。

② 右左折の方法

左折時は、後方の安全確認やウィンカーの合図を
し、道路の左端に沿って曲がりましょう。

右折時は、「二段階右折」をしなければなりません。

③ 道路交通標識等を守る

通行禁止や一時停止の場所等は、必ず守りましょう。

④ 歩行者優先

車両と同じく、歩行者が横断しようとしている
ときは、横断歩道の手前で一時停止をし、歩行者
に道を譲りましょう。

⑤ 飲酒運転・ながら運転の禁止

⑥ 歩道は車道寄り通行

秋の安全なまちづくり県民運動

●問合せ 防災課 内線 208

10月11日(金曜日)～20日(日曜日)

本町では、自転車盗被害が多発しています。駅の駐輪場を利用する場合や自宅で保管する場合は、必ず自転車を鍵を掛けましょう。大切な自転車が盗まれないように、自分にできる対策から始めましょう！

■自転車盗を防ぐポイント！

① 防犯登録

自転車が盗まれたときに役立ちます

② 防犯カメラ・センサーライトの設置

自転車盗以外の防犯対策としても役立ちます

③ 鍵かけ(ツーロック)

元々自転車に付いている鍵以外にも、ワイヤー錠やU字ロックといった後付けの鍵も掛けると効果的です